

吉田町監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成26年8月21日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

財政的援助団体監査

1 監査の概要

(1) 監査の対象(所管課：総務課)

北区自治会、片岡区自治会、住吉区自治会、川尻区自治会

(2) 監査の事項及び範囲

平成25年度に交付された補助金に係る出納その他の事務

(3) 監査の実施場所及び日程

場 所：各自治会会館会議室

日 程：平成26年6月26日 北区自治会、片岡区自治会

平成26年6月27日 住吉区自治会、川尻区自治会

(4) 監査の着眼点

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等の交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象以外に流用されていないか。

エ 会計上の責任体制は確立されているか。

オ 監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、または預金通帳と収支残高は一致するか。

カ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

2 監査の結果等 【指摘なし】

(1) 平成25年度 自治振興費補助金明細表

(単位：円)

項目	住吉区	川尻区	片岡区	北区
正副会長活動費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
町内会長活動費	1,322,000	773,000	677,000	828,000
隣組長活動費	2,532,000	1,500,000	1,224,000	1,260,000
自治会運営費	1,465,000	856,000	750,000	917,000
地域活性化推進事業費	0	600,000	600,000	600,000
町内会運営費	1,600,000	800,000	600,000	800,000
町内会活動費	3,069,000	1,686,000	1,421,000	1,759,000
合計	11,188,000	7,415,000	6,472,000	7,364,000

(注)町内会活動補助金は交通安全活動費、防災活動費、社会福祉活動費、環境美化活動費、青少年育成活動費で構成されている。

町から自治会への自治振興費補助金は、本年度 32,439,000 円、前年度 32,278,000 円で 161,000 円の補助金増加であった。

(2) 各自治会に対する監査の結果

補助金申請等事務及び会計事務については概ね適正に行われていた。また、事業の執行については事業計画並びに事業予算に基づき、交通安全活動及び防災訓練、一斉清掃、文化祭、運動会他の各種の事業が行われており、地域住民の絆を深め、活性化を図るべく活動されており、補助金の成果は上がっているといえる。

3 意見

一部の補助事業実績報告書の様式に錯誤が見受けられたが原因は所管課である総務課が一部の自治会に規定外の様式での作成を指導したことによるものである。

補助金交付事務については再三、町当局に吉田町補助金交付規則及び各補助金交付要綱に基づく適切な事務執行を促してきたところであるが当監査においても不適切な事例が見られたことは誠に残念である。

総務課に対し、内部統制の機能強化を図り再発防止に努め、適正な補助金交付事務を行なわれるよう、要望するものである。

定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の対象（所管課：社会福祉課）

さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園、わかば保育園

(2) 監査の事項及び範囲

ア 監査事項

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

イ 監査の範囲

平成26年4月1日から5月31日までの執行分及び保育所保育料については平成25年度執行分も含む

(3) 監査の実施日

平成26年6月23日 さくら保育園、さゆり保育園

平成26年6月24日 すみれ保育園、わかば保育園

(4) 監査の着眼点

ア 財務に関する事務の執行

(ア) 保育所保育料の収入事務は適正に行なわれているか。

(イ) 支出事務において予算執行は関係法令等に基づき適正に執行されているか。

イ 経営に係る事業の管理

(ア) 事業の目的は明確になっており、保育計画に基づき適正に行なわれているか。

(イ) 職員数及び配置は適正か。

(ウ) 防災・防犯訓練等は計画に基づき、適正に行なわれているか。

(エ) 施設の安全管理は適正に行なわれているか。

2 監査の結果 【指摘あり】

監査の結果、一部の指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ、口頭で注意及び指導を行なった。

(1) 各園の概要は次のとおりである。(平成26年5月31日現在)

名 称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	建物構造	定員 (人)
吉田町立 さくら保育園	榛原郡吉田町 住吉 1621-1	4,400	1,218	木造平屋建	140
吉田町立 さゆり保育園	榛原郡吉田町 片岡 805-1	16,543	1,490	鉄骨造平屋建	150
吉田町立 すみれ保育園	榛原郡吉田町 川尻 791	12,000	2,890	鉄筋コンクリー ト造 平屋建	150
吉田町立 わかば保育園	榛原郡吉田町 神戸 2092-1	5,245	1,396	鉄筋コンクリー ト造 平屋建	150

(2) 組織(各保育園共通)

保育担当、給食担当で構成されている。ただし、平成26年度から、すみれ保育園には病後児担当として看護師1人が配属されている。

(3) 各保育園の職名別人数は次のとおりである。(平成26年5月31日現在)

(単位：人)

園名	園長	園長 補佐	主 任 保育士	保育士	臨 時 保育士	保育士 計 ①	主 任 給食員	臨 時 給食員	給食員 計 ②	看護師 ③	合計 ①+②+③
さくら	1	1	2	4	8	16	1	2	3	0	19
さゆり	1	1	2	7	9	20	1	3	4	0	24
すみれ	1	1	1	7	13	23	2	2	4	1	28
わかば	1	1	1	7	10	20	1	3	4	0	24
合計	4	4	6	25	40	79	5	10	15	1	95

上記のうち、さくら保育園及びさゆり保育園、すみれ保育園の保育士にはそれぞれ育休中1人が含まれている。

(4) 平成26年度各保育園の入園児年齢別・担任人数については次のとおりである。(平成26年5月31日現在)

● さくら保育園

(単位：人)

クラス名	年齢	男	女	合計	担任
みるく組	0歳児	0	1	1	1
ひよこ組	1歳児	10	5	15	3
りす組	2歳児	8	9	17	3
うさぎ組	3歳児	8	5	13	1
こあら組	3歳児	6	5	11	1
きりん組	4歳児	10	15	25	1
ぞう組	5歳児	17	12	29	1
合計		59	52	111	11

● さゆり保育園 (単位：人)

クラス名	年齢	男	女	合計	担任
つぼみ組	0歳児	1	1	2	1
すずらん組	1歳児	5	9	14	3
たんぼぼ1組	2歳児	6	5	11	2
たんぼぼ2組	2歳児	8	2	10	2
ちゅうりっぷ組	3歳児	8	11	19	1
さくら組	3歳児	7	14	21	2
ひまわり組	4歳児	8	10	18	1
すみれ組	4歳児	8	8	16	1
ゆり組	5歳児	14	8	22	1
合計		65	68	133	14

● すみれ保育園 (単位：人)

クラス名	年齢	男	女	合計	担任
つぼみ組	月齢児	0	1	1	1
みるく組	0歳児	0	3	3	1
ひよこ組1	1歳児	3	7	10	2
ひよこ組2	1歳児	7	7	14	3
りす組1	2歳児	9	7	16	3
りす組2	2歳児	8	7	15	3
うさぎ組	3歳児	6	5	11	1
こあら組	3歳児	5	5	10	1
くま組	4歳児	11	12	23	1
ぞう組	5歳児	13	8	21	1
合計		62	62	124	17

● わかば保育園 (単位：人)

クラス名	年齢	男	女	合計	担任
ひよこ組	0歳児	0	2	2	1
あひる組	1歳児	10	7	17	3
りす組	2歳児	11	10	21	4
うさぎ組	3歳児	10	10	20	1
こあら組	3歳児	11	10	21	2
ぱんだ組	4歳児	6	9	15	1
くま組	4歳児	8	6	14	1
らいおん組	5歳児	6	9	15	1
きりん組	5歳児	5	9	14	1
合計		67	72	139	15

(5) 平成26年度各園の入園児保育経験状況については次のとおりである。
(平成26年5月31日現在)

(単位：人)

	園名	月齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在園児	さくら	0	0	7	11	13	21	28	80
	さゆり	0	0	8	12	24	28	20	92
	すみれ	0	0	0	16	11	23	20	70
	わかば	0	0	8	14	25	21	28	96
	合計	0	0	23	53	73	98	96	343
新入児	さくら	0	1	6	4	8	1	1	21
	さゆり	0	2	4	7	15	5	1	34
	すみれ	1	3	17	12	8	0	0	41
	わかば	0	2	6	5	14	1	0	28
	合計	1	8	33	28	45	7	2	121
他園より 転入時	さくら	0	0	2	2	3	3	0	10
	さゆり	0	0	2	2	1	1	1	7
	すみれ	0	0	7	3	2	0	1	13
	わかば	0	0	3	2	2	7	1	15
	合計	0	0	14	9	8	6	3	40
園別計	さくら	0	1	15	17	24	25	29	111
	さゆり	0	2	14	21	40	34	22	133
	すみれ	1	3	24	31	21	23	21	124
	わかば	0	2	17	21	41	29	29	139
	合計	1	8	70	90	126	111	101	507

(6) 最近3ケ年間・園児数の推移 (平成26年5月31日現在)

● さくら保育園

(単位：人)

	月齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	男	女	合計
24年度	0	3	15	20	31	22	28	119	63	56	119
25年度	0	1	17	18	23	31	22	112	61	51	112
26年度	0	1	15	17	24	25	29	111	59	52	111

● さゆり保育園

(単位：人)

	月齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	男	女	合計
24年度	0	4	16	23	21	23	44	131	67	64	131
25年度	0	2	18	27	42	21	21	131	63	68	131
26年度	0	2	14	21	40	34	22	133	65	68	133

● すみれ保育園

(単位:人)

	月齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	男	女	合計
24年度	0	0	17	17	23	24	31	112	60	52	112
25年度	0	0	13	18	24	21	25	101	56	45	101
26年度	1	3	24	31	21	23	21	124	62	62	124

● わかば保育園

(単位:人)

	月齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	男	女	合計
24年度	0	1	32	20	25	42	40	160	82	78	160
25年度	0	2	17	36	24	29	41	149	74	75	149
26年度	0	2	17	21	41	29	29	139	67	72	139

● 4園合計

(単位:人)

	月齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	男	女	合計
24年度	0	8	80	80	100	111	143	522	272	250	522
25年度	0	5	65	99	113	102	109	493	254	239	493
26年度	1	8	70	90	128	111	101	507	253	254	507

(7) 平成25年度保育所保育料について

過年度分(平成19年度～平成24年度)収入未済額3,397,390円は平成25年度末残高で2,001,090円となり1,396,300円の減少となった。現年度分(平成25年度分)の収入未済額は1,017,700円であった。その結果、平成25年度末の収入未済額は3,018,790円(前年度比11.1%減少)となった。

なお、公平負担の観点からも社会福祉課と連絡を密にして更なる徴収率の向上を目指して努められたい。

(8) 平成26年5月31日現在における事務事業(支出)の執行状況について

(単位:千円・%)

園名・目	予算額	執行額	執行率
さくら保育園運営費	17,017	1,283	7.5
さゆり保育園運営費	19,278	1,674	8.7
すみれ保育園運営費	24,239	2,160	8.9
わかば保育園運営費	20,243	1,530	7.6
合計	80,777	6,647	8.2

(9) 新すみれ保育園について

この施設の特徴は子育て支援と地域防災の拠点を一体化したことである。施設建て替えにより、定員は120人から150人に増員した。また、園内に併設した子ども発達支援事業所の定員は30人となっている。

施設は他種多様な保育ニーズに対応すべく、一時預かり保育室及び病後保育室、月齢児童室、0歳児用保育室、地域子育て支援拠点、子ども発達支援事業所などが設置されている。一方、災害に備えた防災施設として、防災用救護室、母子専用避難センター、防災倉庫を整備している。なお、大災害時の応急仮設住宅建設用地とする防災空き地を設けている。

(10) 新規事業について

本年度から、全園で外部講師を招き主に年長児を対象に①鉛筆教室、②食育教室、③運動遊び教室、④音楽教室を行なっている。

園児の反応も良いとのことで園児の能力向上に寄与することが大きいと思われる。成果がより上がることを期待するものである。

【指摘事項】

各保育園の消防計画において火災予防上の自主検査を別表1（日常）・別表2（定期）に基づき実施することとなっている。（消防法施行規則第3条）

(1) 自主検査項目について

別表1の自主検査表の検査項目と各保育園における自主検査表（別表1の表記はない。）の点検項目が一致していない。別表1に記載されていない消防用設備関係及び避難関係の検査項目が各保育園の自主点検表に含まれているが別表1・自主検査項目の追加・変更などを行ない、実態との整合性を図るべきである。

(2) 検査実施日について

さくら保育園及びさゆり保育園、すみれ保育園においては別表1の検査実施日が毎日となっているにも係らず、自主検査は月単位で実施されているのみである。ただし、さゆり保育園の別表1の自主検査表において実施は月単位となっている。また、わかば保育園については、検査実施日が毎月となっており、月単位で実施されている。

従って、消防計画と現在の実態との整合性を図る上でも消防計画・項目第3 火災予防上の自主検査において別表1の検査実施日を毎月と変更するか、現行の消防計画に基づいて毎日、自主検査を行なうかのいずれかを選択すべきである。

上記(1)及び(2)で述べたとおり、各保育園において消防計画と実態が乖離しており、整合性が図られていない。従って消防計画に基づいて自主検査が実施されているとは認めがたい。

各保育園の防火管理者（園長）は、消防計画の趣旨を良く理解し、消防

法関連法令の遵守に努め、消防計画に基づいて適切な防火管理業務に当たられたい。

(1) むすび

財務に関する事務事業のうち、収入事務・保育所保育料については保育園と社会福祉課が連携を図り、収納率向上に努めている。一方、支出事務については年度初期でもあり、各保育園とも少なく4保育園合計の執行額は6,647千円、執行率は8.2%となっている。従って、財務に関する事務事業は概ね適正に執行されていたといえる。

また、経営に係る事業の管理については指摘事項を除き、保育計画等に基づき概ね適正に行なわれていた。

3 意見

社会福祉課においては指摘事項をふまえ、内部統制の強化を図るとともに各保育園の防火管理者（園長）に対し、法令遵守のもと消防計画に従って防火管理業務が適切に行なわれるよう、指導・監督に当たられるよう要望する。